



国民健康保険の特定健康診査

受診 個別健診 平成 26年 1月 31日(金)まで

期限 集団健診 日時 12月8日(日)
午前9時～11時

今年度に行う最後の集団健診です。
場所 町民ホール (町役場西側)
申込締切 11月29日(金)

後期高齢者医療の健康診査

受診 期限 12月 31日(火)まで

※年末は医療機関が大変混み合いますので、早めの受診をおすすめします。

健康診査は病気の早期発見につながります

生活習慣病は自覚症状がないため、健診でしか気づかない場合が多いという特徴があります。日本人の3大死因である、生活習慣病のがん、心臓病、脳卒中は健診を受けることで防ぐことができます。個別健診の場合、医師から結果を聞くことができ、また治療が必要な場合は直接医師に相談するなどして、生活習慣病の芽を摘むサポートを受けることもできます。

6月から行っている、国民健康保険と後期高齢者医療の健康診査の受診期限が迫っています。まだ受診していない人は、期限までに健康診査を受けましょう。受診券がない場合は、お問い合わせください。紛失などで受診券がない場合は、再発行しますので、住民保険課国保医療・年金係または後期高齢者医療係までお知らせください。

定期的に受診している人へ
既に慢性疾患などで定期的に受診している人は、必ずしも、健康診査を受ける必要はありません。主治医と相談のうえ、受診してください。
健康診査を受診できる医療機関
健康診査は県内の医療機関で受けられます。町内で受診できる医療機関は下表のとおりです。

40～74歳の国民健康保険加入者と、後期高齢者医療加入者の皆さんへ
健康診査を受けましょう

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097
住民保険課後期高齢者医療係 ☎ 34・2096

町内で健康診査を受診できる医療機関

| 医療機関名 | 所在地 | 電話番号 | 土曜日・夜間の実施状況 | | |
|--------------------|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------------|
| | | | 土曜日 (午前) | 土曜日 (午後) | 夜間(平日/午後 7時以降) |
| 水野医院 | 183-7 | ☎ 32-2401 | ○ | | |
| あまい医院 | 612 | ☎ 33-3215 | ○ | | ○ |
| 辻クリニック | 547 | ☎ 32-2258 | ○ | | |
| 殿村医院 | 新町 30-1 | ☎ 33-5420 | ○ | | ○ |
| 忠岡医院 | 秦庄 456 | ☎ 32-2629 | ○ | | |
| 植山医院 | 120 | ☎ 32-2036 | ○ | ○ | ○ |
| てらかたクリニック | 薬王寺 344-1 | ☎ 33-4108 | ○ | | ○ |
| 小畠内科小児科 | 三笠 17-8 | ☎ 33-0933 | ○ | ○ | ○ |
| 根元整形外科眼科医院 | 秦庄 137-1 | ☎ 33-8211 | ○ | | ○ |
| 小阪内科クリニック | 新町 52-3 | ☎ 32-2602 | ○ | | |
| 坂根医院 | 矢部 337-1 | ☎ 34-3300 | ○ | | ○ |
| 奈良県健康づくりセンター | 宮古 404-7 | ☎ 32-1122 | | | |
| 奈良県総合リハビリテーションセンター | 多 722 | ☎ 32-0200 | | | |
| 国保中央病院 | 宮古 404-1 | ☎ 32-8800 | | | |

※休診などの場合がありますので、あらかじめ医療機関にお問い合わせください。



12月2日から受付を開始 保育園の入所申込を受け付けます



「宮古保育園」「宮森保育園」「こどもの森阪手保育園」の、平成26年度の新規入所申込を受け付けます。

対象

0歳（生後6カ月）～阪手保育園のみ生後3カ月）～5歳児

入所基準

保護者が次のいずれかの理由で日中児童を保育できないと認められた場合（同居の親族などが保育できる場合を除く）

- 常に家庭外の場所で働いている。
- 常に家庭内で児童と離れて働いている。
- 病気やケガ、心身に障がいがある。
- 長期間、病人や心身に障がいのある人の看護をしている。
- 日中児童を保育できないその他の理由がある。

選考方法

平成26年1月下旬に対象者の面接と調査を実施します。



健康福祉課子育て支援係 ☎ 34・2098

※入所基準に合致していても、定員に余裕がない場合は入所できない場合があります。

※現在待機中の人も期間中に提出してください。

申込方法

健康福祉課にある申込書に必要事項を記入し、世帯全員の住民票、勤務証明書などを添えて、12月2日（月）～13日（金）に健康福祉課子育て支援係へ。
（土・日曜日、祝日を除く）

住生活の安定・向上のために 住生活総合調査にご協力を



国土交通省では、12月1日（日）現在、全国各地で平成25年住生活総合調査を行います。

住生活総合調査とは

住生活基本法に基づく住生活の安定・向上にかかる総合的な施策を推進するうえで必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度などを総合的に調査するもので、5年ごとに実施するものです。

調査対象

10月に実施された平成25年住宅・土地統計調査（総務省所管）にご回答いただいた世帯のなかから一部

秘書広報課広報統計係 ☎ 34・2069

を抽出し、全国で約9万2000世帯を対象に行います。県では一定の抽出方法により無作為抽出した約1400世帯に、町では約100世帯に調査をお願いすることとなります。

調査をお願いする皆さんには2つの調査へのご協力をお願いすることになり、重ねてお手数をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

調査方法

11月21日（木）～12月10日（火）の間、統計調査員証を持った調査員が対象となった世帯を訪問し、調査票を配布・回収します。

調査結果の公表

調査結果は、全国、地方ブロック別、市部郡部別にまとめられ、公表されます。これらの結果は、インターネットで閲覧できるほか、報告書にもまとめられます。

個人情報保護は保たれます

統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されます。また、統計上の目的以外に使用されることはありません。